

Q2. 扶養親族等の申告書が送られてきました。 提出の有無でどう変わりますか？

A

これを提出する・しないによって、源泉徴収額が変わってきます。

年金の年間支払い見込み額が、60歳以上で108万円以上・65歳以上で80万円以上ある方には、毎年11月末に基金から「扶養親族等申告書」をお送りしています。

- ・12月中旬の提出期限までにご提出がないときは、翌年1年間は基金から年金をお支払する都度に所得税として支給額の7.5%を源泉徴収して、基金から国税局へ納付します。（この際の税額は決定ではないとお考えください）
- ・ご提出があったときは、提出された内容にそって年金基礎控除・人的控除等の控除を行い源泉対象額があれば、翌年1年間に基金から年金を支給する都度に所得税として源泉対象額の10%を源泉徴収して、基金から国税局へ納付します。（この際の税額も決定ではないとお考えください）

いずれの場合も「決定ではないとお考えください」と申しあげたのは、基金だけの収入であればこの税額でよいのですが、ほとんどの方々は基金以外にも国の年金収入等複数の収入があるため「確定申告」によってすべての収入を合算して算出された税額が本当に正しい税額となるからです。

つまり、「扶養親族等申告書」の提出の有無によって、とりあえず納付する源泉徴収額は変ってくるものの、これは支払いの都度に仮の税金を納めておき、確定申告によって納め過ぎがあれば還付申告・納付不足なら追加納付することで、いずれの場合でも最終的に納付する税額は一元も変わらないという結果になるからです。

なお、前述のとおり「確定申告」は扶養親族等申告書の提出の有無に関わらず必要となりますのでご注意ください。